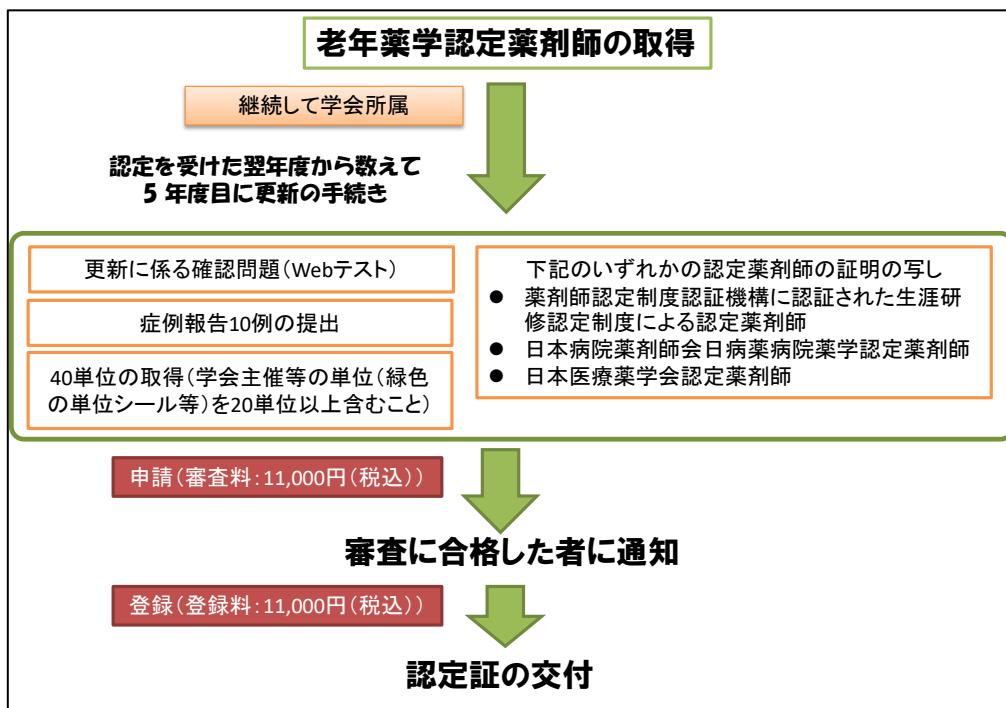


更新申請の要件

2023年11月版

変更箇所：下記図に施行細則第33条(3)が抜けておりましたので追記しました。



(1) 老年薬学認定薬剤師の資格について

老年薬学認定薬剤師を更新するには、認定を取得してから継続して本学会に所属する必要がありますのでご注意ください。

<規則>

第12条 認定薬剤師は次の各項の理由によりその資格を喪失する。

- (1) 本学会を退会したとき
- (2) 認定資格を辞退したとき
- (3) 認定資格を更新しなかったとき
- (4) 日本国の薬剤師の免許を喪失、返上、取り消されたとき

(2) 更新申請の時期

<施行細則>

第30条 認定を受けた翌年度から数えて5年度目に更新の手続きを行う。認定更新されない場合は、引き続き、老年薬学認定薬剤師を呼称することはできない。

第31条 認定薬剤師の更新の申請受付期間は、認定申請受付期間と同一とする。

第32条 更新を保留する場合は最長3年間まで認めることとする。保留期間中は老年薬学認定薬剤師を呼称することはできない。保留する場合は、所定の理由書を提出する。

(3) 更新の要件について

<施行細則>

第 33 条 更新の資格

- (1) 業務を通じて高齢者の薬物療法の有効性または安全性に直接寄与した症例を 10 症例報告できること。
- (2) 本学会の指定する研修などにおいて、40 単位以上取得していること。なお、本学会が主催する学術大会及び研修等の単位を 20 単位以上含むこと。認定申請を行った年度以降から更新申請を行う前年度までに取得した単位を有効とする。
- (3) 更新に係る試験を合格した者であること (Web 試験)。

第 34 条 認定薬剤師の更新の申請を行う者は、次に定める書類の提出を要する。

- (1) 更新の申請書（様式 1）及び審査料の振り込みを証明するものの写し
- (2) 更新用単位取得証明書（様式 2）
- (3) 薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師、日本病院薬剤師会日病薬病院薬学認定薬剤師または日本医療薬学会認定薬剤師の証明の写し※

第 35 条 認定薬剤師の更新を行う者は、Web 申請により、申請書類及び症例報告を提出しなければならない。Web 申請については細則第 14 条を適用する。

第 36 条 更新料は、審査料 10,000 円（税別）、登録料 10,000 円（税別）とする。

第 37 条 更新審査合格者は、通知後 30 日以内に登録料を納める。

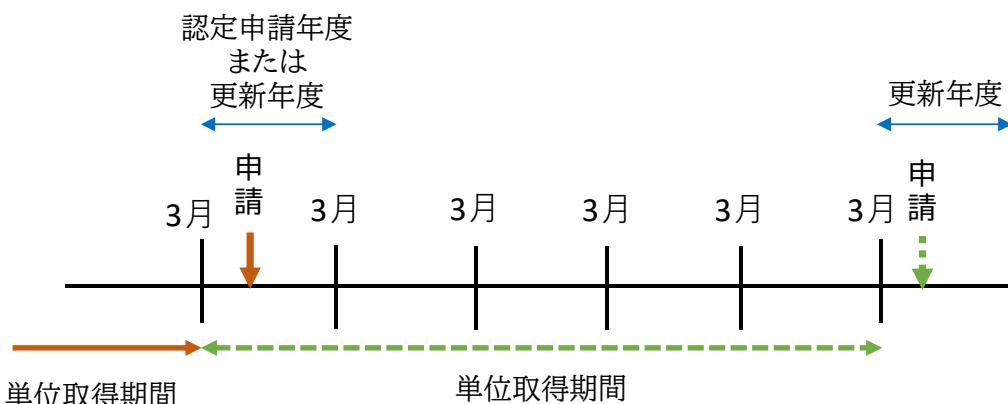
※ 老年薬学認定薬剤師制度規則の第 5 条に下記項目が追加となりました（2018 年 5 月 12 日改定）。

- (4) 薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師、日本病院薬剤師会日病薬病院薬学認定薬剤師または日本医療薬学会認定薬剤師であること。（2024 年度の申請から施行）

これに伴い、2023 年度以前に認定申請を行い認定薬剤師として認められた者は、更新時に上記認定薬剤師の証明の写しの提出が必要となります（施行規則 附則 2 参照）。

(4) 単位の取得について

更新申請に有効な取得期間は、認定申請年度または更新申請年度以降から次の更新申請を行う前年度までです（p2 の図参照）。新たに更新申請を行う年度に取得した単位を申請に用いることはできませんのでご注意ください。本学会が規定する年度とは、3 月 1 日から 2 月末となります。



【日本老年薬学会が主催する学術大会及び研修等の単位について】

40 単位中、本学会が主催する学術大会及び研修等の単位を 20 単位以上含んでいる必要があります。本学会が発行する単位シールには 2 種類あります。ご注意ください。

- 緑色の単位シール：本学会が主催（協賛、共催含む）する学術大会及び研修会等の単位
- 橙色の単位シール：本学会が後援する研修会等の単位シールであり、「日本老年薬学会が主催する学術大会及び研修等の単位」に該当しない。



<本学会が主催（協賛、共催含む）の学術大会及び研修等の単位>

- 日本老年薬学会学術大会への参加：90 分 1 単位として最大 1 日 4 単位、2 日間 6 単位
- 日本老年薬学会学術大会での発表：2 单位（筆頭演者に限る）
- 日本老年薬学会学術大会のシンポジウム、講演の演者・講師：2 単位
- 本学会が主催する研修会の演者・講師：2 単位
- 本学会主催・共催・協賛の研修会への参加：90 分 1 单位
- ワークショップ・実習等に対し本学会が発行する受講証明書：2 単位／枚
- 日本老年薬学会学術雑誌への論文掲載（日本語論文）
 - ファーストまたはコレスボの場合：2 单位
 - ファースト及びコレスボ以外の場合：1 单位

<その他の単位>

- 本学会が後援する研修会等への参加：90 分 1 单位
- 本学会の単位が発行される研修会・学術大会への参加：90 分 1 单位
- 日本老年学会に加盟している 7 学会の学術雑誌への論文掲載（日本語論文）
 - ファーストまたはコレスボの場合：2 单位
 - ファースト及びコレスボ以外の場合：1 单位
- 老年薬学に関する英語論文掲載
 - ファーストまたはコレスボの場合：2 单位
 - ファースト及びコレスボ以外の場合：1 单位
- 医療系学会誌、医療職能団体発行雑誌、医療系商業誌における老年薬学に関する総説や解説（ファーストに限る）：2 単位
- 日本老年学会に加盟している 7 学会（日本老年医学会、日本ケアマネジメント学会など）での発表：2 单位（筆頭演者に限る）
- 本学会が企画する e-learning の受講：3 講座（30 分/1 講座）1 单位（上限 4 単位）
- その他学会の学術大会・年会への参加：1 回の参加 2 单位（参加日数に関わらず 1 回とカウントし、1 学会の学術大会・年会への参加を 2 単位とする）
 - ❖ 日本老年学会に加盟している 7 学会（日本老年医学会、日本ケアマネジメント学会など）
 - ❖ 本学会が指定する医療系学会※

※ 本学会が指定する医療系学会：日本薬剤師会学術大会（地方単位及び県単位の薬剤師学術大会も含む）／日本病院薬剤師会各ブロック学術大会（県単位の病院薬剤師会学術大会及び Future Pharmacist Forum も含む）／日本薬学会年会（医療薬学フォーラム、地方会も含む）／日本医療薬学会年会／日本褥瘡学会／日本緩和医療薬学会／日本臨床腫瘍薬学会／日本静脈経腸栄養学会／日本化学療法学会／日本腎臓病薬物療法学会／日本糖尿病学会／日本骨粗鬆症学会／日本プラ

イマリ・ケア連合学会／日本在宅薬学会

➤ 日本薬剤師会学術大会、日本病院薬剤師会各ブロック学術大会、日本薬学会年会以外について
は、地方会等を単位換算の対象としない。

表 1. 単位の申請方法

会場にて本学会単位シールを交付	<ul style="list-style-type: none"> 日本老年薬学会学術大会への参加 本学会主催・共催・協賛の研修会への参加 本学会が後援する研修会・学術大会等への参加 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 本学会が発行する実技等の「受講証明書」 	実技等の「受講証明書」を申請書に貼付
	<ul style="list-style-type: none"> 日本老年学会に加盟している 7 学会(日本老年医学会、日本ケアマネジメント学会など)での発表 	発表要旨 pdf の提出
	<ul style="list-style-type: none"> 日本老年学会学術大会、本学会が主催する研修会のシンポジウム、講演の演者・講師 	講演概要がわかる資料 pdf の提出
	<ul style="list-style-type: none"> 日本老年学会学術雑誌 日本老年学会に加盟している 7 学会の学術雑誌 老年薬学に関する英語論文掲載 医療系学会誌、医療職能団体発行雑誌、医療系商業誌における老年薬学に関する総説や解説(ファーストに限る) <p>*論文及び総説等は、<u>認定申請以降</u>に掲載されたものに限る</p>	論文等の pdf 提出
	<ul style="list-style-type: none"> 本学会が企画する e-learning の受講 <ul style="list-style-type: none"> ➤ メディカルナレッジにおいて分野「老年薬学」に該当する講座 (2019 年時点、16 講座開講) https://www.medical-knowledge.net/koza/ ➤ 3 講座 (30 分/1 講座) 1 単位 ➤ 申請に使用可能な単位の上限 : 4 単位 	「受講終了日」が表示された web 画面の pdf の提出
	<ul style="list-style-type: none"> 日本老年学会に加盟している 7 学会(日本老年医学会、日本ケアマネジメント学会など)の学術大会・年会への参加 本学会が指定する医療系学会の学術大会・年会への参加 	学術大会参加証 pdf の提出 (領収書は不可)

本学会が付与する「受講証明書」の見本

